

令和8年度京都府食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と府の考え方

項目	ご意見	府の考え方
重点的取組	<p>HACCPにもとづく衛生管理が義務化され、今年6月で5年が経過します。導入自体は全ての事業者で出来たとのことですが、毎年PDCAサイクルを回しレベルアップしていくことが大切です。大規模事業者に対して重点的に監視・指導することも大切ですが、小規模の業者がHACCPに基づく衛生管理をしっかりと継続していけるように、オンラインセミナーや個別相談会の実施などきめ細やかな指導・フォローアップをお願いします。</p> <p>街中の路上でお弁当を販売している光景をよく目にします。夏場などテントで陰は作られています、35℃をこえる猛暑日が続く中、どれほどしっかりと温度管理ができているのか不安になります。また弁当の中から異物（輪ゴム）がでてきたこともあり、どのような衛生管理の元で製造されているのかも気になると思います。路上でお弁当を販売する業者も食品衛生監視指導の対象とし、しっかりと監視・指導をお願いします。</p> <p>浄水場においてもPFASが検出されたといった報道を目にすることがあり、PFASによる健康被害が心配されます。そのような中、ミネラルウォーター類におけるPFASの検査体制が整備されるとのことですが、一日も早い検査体制の整備と検査の実施をお願いします。</p>	<p>保健所における監視指導に加え、食品衛生責任者養成講習会・実務講習会での講習科目の1項目として、『自主的な衛生管理に関すること（一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の基準、手引書の活用方法等）』を組み込んでおり、衛生教育の機会を設けているところです。</p> <p>今後も引き続き、事業者の指導及びフォローアップを実施します。</p> <p>各保健所において、監視指導の際、不適切な条件下での食品の保管を確認した際は、適切に指導を行っているところです。</p> <p>また、異物混入等、違反食品等を発見した際は、監視指導計画（別添5）『違反食品等の発見に係る調査報告のフロー』のとおり適切に調査対応等を行います。</p> <p>信頼性の高い検査体制の構築に取り組みます。</p>
実施体制	<p>京都府では他府県以上に鳥インフルエンザ対策を実施されていますが、令和7年度残念ながら京都府内で鳥インフルエンザが発生しました。原因の特定は難しいと思われていますが、新たな鳥インフルエンザが発生しないように、なお一層の対策強化をお願いします。</p>	<p>今回の発生事例における国による疫学調査においては、発生に直接つながる原因の特定はされていませんが、改めて、飼養者自身が飼養衛生管理基準に基づき、防鳥ネットや消毒などのウイルス侵入防止対策の徹底・強化を行い、家畜保健衛生所などでは、その感染リスクを低減させるよう点検・指導を行います。今後も</p>

		鳥インフルエンザ発生防止のための対策を適切に行っていきます。
監視指導の実施方法	監視指導の実施状況と結果の公表は、計画の信頼性に直結します。令和8年度年間標準監視指導回数は明確にされていますが、指導する上での評価指標の明確化、指導した結果のわかりやすい公表をお願いします。	食品衛生監視員が実施する食品衛生に関する指導については、食品営業の規模、営業種目、設備内容の多様性等によって、非常に幅広く行っているものであり、評価指導の明確化は困難な面もありますが、分かりやすい公表に努めます。
情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）	現在年4回食の安心・安全意見交換会が開催されますが、参加が2団体、参加者も数名しかありません。幅広い団体からより多くの方にご参加いただき、より有意義な意見交換となることを期待します。	府といたしましては、より多くの消費者団体の皆様に御参加いただき、意見交換が一層活発で有意義なものとなるよう取り組むことが重要であると考えています。 このため、関係課が連携し、アンケート結果を踏まえて消費者団体の皆様が関心を持ちやすいテーマの設定を検討するとともに、開催方法についても現地視察の実施回数の拡充など、参加しやすい工夫を進めてまいります。 これらの取組を通じ、より幅広い御意見をいただける環境づくりに努めてまいります。
その他	京都府と京都市の関連部局が緊密に連携をして共に成果をだされることを期待します。	京都市をはじめとした関係自治体と連携し、必要な対応を行います。